

日本学生支援機構奨学金

「奨学金継続願」の提出(入力)について

「適格認定奨学金継続願」の提出は、日本学生支援機構のスカラネット・パーソナルを通じてインターネットから入力することになります。

対象の方は、大学ＨＰの掲載事項を確認し、提出期限内に手続きを行って下さい。期限内に「奨学金継続願」の提出(入力)がない場合には、令和７年４月からの奨学金の交付が廃止となります。

記

1 対象者

第一種及び第二種奨学生、給付奨学生（旧制度）で、令和６年１０月時点で貸与・給付中の者

ただし、以下の者は対象外となります。

【貸与奨学生（学群・大学院）】

- ① 令和７年３月満期予定者
- ② 休止または停止中の者
（給付奨学金との併給調整で月額が０円となっている者は入力対象です。）
- ③ 辞退・退学の手続き中の者
- ④ １１月以降の採用決定者（翌年の適格認定から入力対象となります。）
- ⑤ 緊急採用者（「緊急採用奨学金継続願」提出者を含む。）
- ⑥ 「留学奨学金継続願」により継続貸与を承認された者

【給付奨学生（旧制度・学群）】

- ① 令和７年３月満期予定者
- ② 休止中の者（支援区分対象外や民間等奨学金等の関係で停止中の者は入力対象です。）
- ③ １１月以降の採用決定者（翌年の適格認定から入力対象となります。）

【注意】

- ・「給付と第一種」「第一種と第二種」のように複数の種類の奨学金を借りている場合は、その奨学金の種別ごとにそれぞれ継続願を入力する必要があります。
- ・給付奨学金（新制度）の継続手続きは、令和６年度から廃止となりました。

2 インターネットによる継続願提出(入力)期限

令和６年１２月１６日（月）～令和７年２月３日（月）（厳守）

3 「奨学金継続願」の提出(入力)方法

本学ホームページ（“筑波大学奨学金制度”で検索→奨学金・修学支援のNEWS欄）に掲載されている「貸与継続願（学群）」「貸与継続願（大学院）」「給付継続願」という資料を確認し、必要書類をそろえた後、スカラネット・パーソナルを通じて継続願を入力してください。

4 備 考

令和7年4月以降の貸与を辞退する場合には、インターネットにより継続希望がない旨を入力して、「異動願（届）」を提出してください。

令和6年12月11日
学生部学生生活課

経済支援に関する情報は、本学ホームページ（“筑波大学奨学制度”で検索）
<https://www.tsukuba.ac.jp/campuslife/support-scholarship/>をご覧ください。